みんなで進める 自立と共助の まちづくり^[概要版]

第7次大口町総合計画 2016-2025



みんなで進める自立と



ごあいさつ

全国的には人口減少と超高齢社会の時代が 始まり、経済の不透明感も相まって、想定さ れていた様々な社会的課題が現実となってき ました。

大口町においては、今しばらく人口減少には至らないものの、人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、超高齢社会と少子化への対応は喫緊の課題となっています。

このような状況の中私達には、先人の知恵 と勇気ある決断によりもたらされた豊かな環 境によって、未来に向けて新たな一手を検討 し取り組み、振り返るといった、試行錯誤で きる時間が与えられています。

第7次総合計画を策定するにあたっては、 大口町まちづくり基本条例において、総合計 画は町の最上位計画であり、基本構想と基本 計画からなることを明確に位置づけ、これま で第6次総合計画で示してきた、新しい時代 に住民と行政がともに責任も持って行動する 上で、共通認識となるまちづくりの理念と、 すべての政策・施策の羅針盤となる基本方針 を、継承することとしました。

私達には、先人の知恵と勇気に習い、次の 時代を担う孫子のために、この大口町をより 良い形で引き継ぐ責務があります。

これからもみなさまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年5月 大口町長 鈴木 雅博





日 次

計画策定のねらいと特徴	2
計画の構成と期間	2
まちの将来像と基本理念	3
まちづくりの尺度	5
将来人口・世帯数	7
土地利用の方針	7
まちづくり戦略	8
『若い世代の定住・子育て支援』 -バランスある人口構成を持続させていくための戦略-	
『健やかな暮らしづくり』 -安心·幸せな健康長寿社会形成のための戦略-	
『活力ある産業づくり』 -将来世代の経済的な豊かさのための戦略-	
基本目標と基本施策	12
基本目標 1 次代を担う子供・若者の育成	
基本目標2 健康で安心な暮らし	
基本目標3 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する	
基本目標4 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する	

基本目標5 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

基本目標6 持続可能な地域経営

共助のまちづくり

計画策定のねらいと特徴

全ての計画の 最上位に 位置づけられる 計画 (羅針盤)

新たな時代を見据えた本町独自の 普遍的なまちづくり理念や将来像を 描き、その実現に向けた個々の計画 や取り組みの最上位計画として、目 標の実現に向けた具体的な施策や事 業、目標指標などを総合的・体系的に 示した計画とします。 人口減少社会に 向き合う 計画

人口減少社会に着実に向かいつつ ある時代であるからこそ、人(住民)をまちの「財」(=宝)として捉えることが大切です。住民一人ひとりが尊厳を持ち、互いを尊重しつつ、気力・体力・知力にあふれる「人財」*の発掘と養成によって、これまで培ってきた協働のまちづくりのより一層の発展を目指す計画とします。

※第7次総合計画では「人材」を「人財」と表現しています。

将来に向けて 実行性と 戦略性のある 計画

少子高齢化のより一層の進行等を 背景として、今後は様々な社会問題、 地域課題等が顕在化することが懸念 されます。こうした厳しい時代を乗り 越え、本町の強みを活かして、将来に わたり持続可能な行政経営・地域経 営を目指した計画、選択と集中による 総合的かつ戦略的な施策・事業展開 を目指す計画とします。

計画の構成と期間

基本構想

中長期的に目指す大口町の将来像を描くとともに、まちづくりの理念や目標、町政運営の方向性を示すものです。

計画期間: 2016 (平成28) 年度から2025 (平成37) 年度

基本計画

基本構想で示した将来像や目標の実現に向け、 分野ごとに町が取り組む施策の方針や内容を示すものです。

計画期間: 2016 (平成28) 年度から2025 (平成37) 年度 ただし、中間年度において進捗状況を評価し見直しを行う。

行政経営 計画 基本計画で示した施策に基づき実施する事務事業について、 その内容、事業量、事業費を、財政と連動させながら 具体的に示すものです。

計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う。

まちの将来像と基本理念

まちの将来像



輝く水と緑

五条川の桜や鎮守の森を始め公園の木々や水田など多くの水と緑が私たちの周りにあふれています。これは、人の手によってつくられ、守られる自然であり、これからもずっと私たちが育てていかなければならないものです。

輝く水と緑を象徴に全ての自然と生活の環境がきれいな姿であってほしいという願いを込めています。

元気な暮らし広がる

元気は、住民が健康で元気、住民の活動が多様で元気、世代や性別を越えた住民同士の交流や国境を越 えた交流が盛んで元気、自然が美しく元気、産業の活力があって元気などを表現しています。

また、暮らしは、日々の生活する様と農業を始めすべての産業活動を表します。命の糧を生み出す農業と、生活の糧を支える産業が均衡を保ちつつ、産業構造の変化にも対応しながら発展し、町内各地にある事業所では、青年はもとより女性、高齢者、障がい者、外国人等がいきいき働き、個々が自立し、安定した暮らしが営まれている様子を表現しています。

自治のまち

財政的にも政策立案・実施の面でも自立した、地方分権の時代、地方創生の時代にふさわしい効率的な 運営が行われている地方自治体の姿を表現しています。また、住民が主体の精神的にも行動面でも自立した、 多様な取り組みが行われている住民自治の姿を表現しています。

基本理念

のどかさや心地よさの残る田園景観、私たちの暮らしの豊かさを支えている産業、心にうるおいを 与えてくれる五条川の桜並木・・・・。これらは、先人が時代の逆境を乗り越え、たゆまない努力の積 み重ねによって培われてきた大口町民共有の貴重な財産です。また、大口町を特徴づける魅力ある資 源であり、みんなの誇りとなっています。

私たちは、こうした先人から受け継いだ「郷土を愛する心」や「自立の精神」と「豊かな知恵や経験」 を活かして、日々の健やかな暮らしを守り育てるとともに、子どもたちの希望に満ちた新たな未来を 切り開いていく必要があります。

中央集権から地方分権への潮流にある中、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」 という住民自治を促進するために、本町では、まちづくりの基本的な理念やルールである「大口町まちづくり基本条例」を制定しました。また、この条例に基づき、町内全3地域に地域自治組織を立ち上げて、住民主体のまちづくりを着実に前進させてきました。これからの我が国のあり方を左右する地方創生が強く求められる今後も、行政と住民やNPO団体、企業などが力を合わせて新しい公共を創っていくことがますます重要になっています。

同時に、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのあるやさしい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」を持つことが、超高齢社会が本格化する中、誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会を構築していく上で必要不可欠です。

将来世代に負担を残すことなく未来に責任を持つために、地域やNPO団体、企業、行政など、まちづくりの多様な担い手による協働・連携を通じて活力のある大口の未来を切り拓くために、第6次大口町総合計画の基本理念を継承し、引き続き次のようにまちづくりの基本理念(行動規範)を定めます。



まちづくりの尺度

これまで大口町では、第6次大口町総合計画に基づき、「地域のことは地域住民と共に主体的に考え、判断・ 決定し、責任を持って実施していく」という「地方自治の原点」に立ち返って、地域の個性や現状を踏まえ た独自のまちづくりを住民と共に進めてきました。

こうした考え方を踏まえながら、自主性・自立性を基本姿勢に据えて、縦割り型行政によって施策・事業を推進するのではなく、都市基盤、産業・経済、保健・福祉、教育・生涯学習、環境などあらゆる分野の施策・事業は、常に横断的な発想に立って総合的に推進していく必要があります。また、少子高齢化の一層の進行に伴って財政状況が厳しくなることが予想される中、すべてのニーズに満遍なく対応することは難しくなってきており、必要性が高く優先的・重点的に進めていくべき施策・事業に経営資源を戦略的に投入していく「選択と集中」の考え方に基づく効率的で着実な効果があがる行政経営・地域経営が今まで以上に求められています。

そして、依然として変貌著しい時代を乗り越え、持続可能な分権型社会を構築し、夢と希望に満ちた輝か しい未来を切り拓いていくためには、確かなまちづくりの尺度(大切にすべき考え方・価値基準・ものさし) が引き続き必要です。

そこで、本町独自の「まちづくりの尺度」として、これまで同様の「安全」、「協働」、「共生」、「公平」、「発展」 の5つの尺度に新たに「効率」を加えた6つの尺度を設定します。

これら6つの「まちづくりの尺度」の主な役割は次に示すとおりです。

- 「まちづくりの尺度」の主な役割 -

① まちづくりの方向性や施策・事業を考える際の判断基準

「まちづくりの尺度」は、まちづくりの方向性を具体的に考え、施策や事業を立案・実施してい く際の判断基準となるものです。いわば固定観念から脱却するためのツールとしての役割があり ます。

②まちづくりに関わるすべての主体の拠り所となる判断基準・行動規範

「まちづくりの尺度」は、本町が施策・事業を立案し、実施する場面においてのみ適用されるものではなく、住民、NPO団体、企業などまちづくりに関わるすべての主体がまちづくりに取り組む上での拠り所となる判断基準・行動規範となるものです。このため、大口町まちづくり基本条例の第12条では、「まちづくりの尺度」を大口町全体を対象とする政策の提案が住民からあった時に、その提案の必要性、実現の可能性等を検討する際の基準として位置づけています。

③ 施策・事業やまちづくりの活動を客観的に評価するための評価基準

「まちづくりの尺度」は、本町が実施する施策・事業や住民などが主体となって取り組むまちづくり活動をより実効性の高いものにしていくために、実施しただけでなく、事業の主体者や第三者が客観的に評価・改善などを行っていく際の評価基準となるものです。

まちづくりの尺度 ① | 『安 全』

暮らしの安全が脅かされることのない地域社会を目指すために、災害の発生時には迅速に対応し、被害を最小限にとどめるような社会システムをつくり未然に防ぐための対策が行われているなど、防災・防犯・交通安全などの分野はもとより、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「安全」という視点から推進します。

まちづくりの尺度② | 『協 働』

住民ニーズすべてに行政が対応することは財政的にも組織的にも困難であり、これまで行政が担ってきた公共サービスの補完や新たな公共サービスを担っていくボランティアやNPO団体等の活動がこれまで以上に重要になってきています。様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「協働」という視点から推進します。

まちづくりの尺度 ③ | 『共 生』

性別や年齢、障がいや国籍などはそれぞれ異なっていても、誰もが同じ人間として、互いの違いや価値観を認め合い、共にふれあい・支え合いながら安心して暮らせる心温かな地域社会の形成を目指し、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「共生」という視点から推進します。

まちづくりの尺度 ④ | 『公 平』

社会目標に向かって頑張っている住民や団体が、それに見合うチャンスが得られる社会システムがあり、必要とする人が応分の負担をしながら安定的かつ持続的に多様な社会サービスを利用することができる社会システムの構築や世代間の不公平のない社会づくりを目指して、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「公平」という視点から推進します。

まちづくりの尺度(5) 『発 展』

効率性や利便性一辺倒の経済発展ではなく、環境への負荷が小さい持続可能な発展や、地域住民の暮らしに心の豊かさや安心感、生きがいややりがい、元気をもたらすような発展、住民一人ひとりが「役立ち感」を実感しながら元気に活躍でき、人間性を高めていける地域社会を「発展」として捉え、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「発展」という視点から推進します。

まちづくりの尺度 ⑥ | 『効 率』

将来的に厳しい財政運営局面を迎えたとしても、多様かつ高度な住民ニーズに対応しながら、将来に わたって快適に安心して豊かに暮らしていけるようなまち、輝きのある魅力的で元気なまちにしてい くため、単なる効率一辺倒の狭義の概念ではない、能率的かつ効果的に広く住民福祉の増進を高めて いくという意味合いを包含した「効率」を新たな尺度として設定し、様々な施策・事業の推進や行政 経営、地域経営を「効率」という視点から推進します。

将来人口·世帯数

本計画の目標年度である2025 (平成37)年の将来人口は24,000人と想定します。 また、世帯数は9,200世帯になると予測されます。

土地利用の方針

住宅ゾーン

- ●下水道や公園・緑地などの都市施設の整 備を進めることにより、低層住宅を中心 としたゆとりと潤いのある良好な住宅市 街地の形成を促進します。
- ●幹線道路の整備が十分でなく通勤時間帯 に住宅市街地に通過交通が進入するよう な地区では、幹線道路の整備を推進する ことにより地区居住者の安全で快適な生 活環境を確保します。

集落ゾーン

●無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に 広がる農地との共生に努めます。

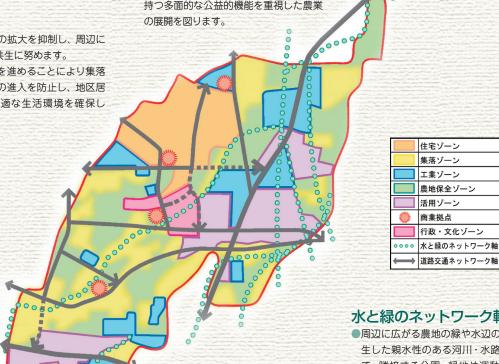
幹線道路の整備を進めることにより集落 内への通過交通の進入を防止し、地区居 住者の安全で快適な生活環境を確保し ます。

農地保全ゾーン

- ●地産池消の観点からも、営農環境の保全・ 向上を図りつつ、農地の利用集積のより 一層の推進による効率的な農業を展開し ます。
- ●できる限り化学肥料や農薬の使用等を行 わない環境負荷の少ない環境保全型の安 全・安心な農業の展開、ふれあい農園と しての活用や学校・保育園等の農業体験 学習の場としての活用など農業・農地が 持つ多面的な公益的機能を重視した農業 の展開を図ります。

行政・文化ゾーン

●行政施設、文化・スポーツ施設、保健・ 福祉施設、文教施設などの各種公共施設 や本町を代表する歴史的・文化的資源が 集積している区域で、今後も公共的な施 設の施設機能を誘導していきます。



工業ゾーン

- ●今後も工業・流通系の土地利用を図って いく区域、あるいは、既存の工業施設や 流通施設の拡張用地の確保を企業の要請 に応じて適正に進める区域です。
- ●今後とも引き続き公害防止、火災などの 事故や交通事故の防止など周辺環境への 配慮に対する指導や協力要請を行うこと によって居住環境や営農環境と共生した 工業・流通系市街地の形成に努めます。

●適正な判断のもと工業・流通系等の土地 利用についても活用が可能な区域として、 農地保全するだけでなく、様々な土地の 活用方法についての可能性を排除せず、 調和のとれた土地利用を目指します。

商業拠点

活用ゾーン

●既に大型の商業施設が立地している地区 で、今後とも、商業施設の駐車場出入り 口付近の交通渋滞や交通事故の防止など に十分配慮するよう商業施設経営者に対 して指導・要請することによって、周辺 地域の安全性や良好な生活環境の確保に 努めます。

水と緑のネットワーク軸

- ●周辺に広がる農地の緑や水辺の自然と共 生した親水性のある河川・水路空間とし て、隣接する公園・緑地や運動施設など と一体的に保全・整備するとともに、憩 いのレクリエーション空間としての活用 を促進します。
- ●町内に点在する公園・緑地や鎮守の森・ 街路樹などを相互にネットワークするこ とにより、自然と共生した魅力的で快適 な生活環境の形成に努めます。

道路交通ネットワーク軸

●国道41号や国道155号といった広域 幹線道路へのアクセスを強化することに よって、集落内の通過交通を排除し、町 内の円滑な道路交通ネットワークを実現 するために都市計画道路愛岐南北線や江 南大口線、小口線、役場前線等の整備を 推進します。

まちづくり戦略

基本計画に盛り込んでいる施策・事業は、個々に進めるだけでなく、共通するテーマにより横断的に結びつけて相互連携することにより、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく戦略的な視点が大切です。これによって、まちの将来像「輝く水と緑 元気な暮らし広がる 自治のまち おおぐち」の実現に向けて、効果的に施策・事業の推進を図る必要があります。

我が国では、人口減少時代、超高齢社会が到来しており、その本格化に伴う課題が山積しています。これは、 本町でも決して無縁ではありません。本町では、人口減少局面を迎えていないとは言え、既に超高齢社会を 迎えており、少子高齢化のより一層の進行等を背景とした様々な社会問題、地域課題の表面化が顕著になっ てくることが懸念されます。

こうした厳しい時代の本格到来に備えて、それを乗り越えていく地域経営・まちづくり戦略が求められています。そのためには、これまでにない発想への転換、右肩上がりの成長一辺倒の価値観からの脱却が必要です。また、新たな時代に合わせた暮らし方、住民と行政との協働や自治のあり方などを模索しながら、本町が将来にわたって持続的に発展していく上で今なすべきこととして必要不可欠となる分野横断的なテーマ設定と、それを実現するための各種施策・事業の総合的かつ戦略的な展開が必要です。

そこで、人口減少時代の本格到来を見据え、今後10年間に戦略的かつ総合的な観点から各種施策・事業を推進していく際に、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際に常に念頭に置くべき考え方や指針として、次に示す3つの「まちづくり戦略」を設定します。

まちづくり戦略

『若い世代の定住・子育て支援』

- バランスある人口構成を持続させていくための戦略 -

実施方針 1 子育て世代の移住・定住の促進

実施方針2 子どもを産み育てるサポート体制の充実

実施方針3 将来に夢が持てる確かな学びの推進

まちづくり戦略

2

『健やかな暮らしづくり』

- 安心・幸せな健康長寿社会形成のための戦略 -

実施方針 1 健康寿命の延伸

実施方針 2 住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進

実施方針3 持続可能な地域経営・行政経営の推進

まちづくり戦略

3

『活力ある産業づくり』

- 将来世代の経済的な豊かさのための戦略 -

実施方針 1 既存産業の売上アップ

実施方針2 新たな企業の立地促進

実施方針 3 優秀な労働力の持続的な確保

まちづくり戦略 **コ**

『若い世代の定住・子育て支援』

- バランスある人口構成を持続させていくための戦略 -

戦略の基本方針

- ■多くの自治体が少子高齢化や人口減少が進行している中にあって、未だに若い世代が転入するなどによって人口増加基調が続いており、少子化、人口減少に対して先手を打つ猶予があるという本町の優位性を活かし、独身の若者や子育て世代が「大口町に移り住んで、結婚をして、子どもを産み育て、住み続けたくなるまち」、「高齢化が進行しても、将来にわたって一定のバランスのとれた人口構成が持続する活力のあるまち」の実現を目指します。
- ■このため、「結婚して新婚生活をおくるならば大口」、「子どもを産み育てるならば大口」というように、 若い世代の人たちに居住地として選択されるよう、ハード・ソフト両面から子育て世代の移住・定住や 子育て支援等を総合的に進めます。

実施方針 1 子育て世代の移住・定住の促進

- ●母子保健サービスや保育サービス、NPO団体等の協働による子育て支援の取り組みが充実していることや田園景観が残り、通勤や買い物にも比較的便利で良好な居住環境を享受することができることなど、子育て世代にとっての住みやすいという本町の良さを対外的にPRするシティーセールスを戦略的に進めていくためのプランの策定やプロモーションのためのツールの開発とそれらを活用したプロモーションを実施します。
- ●子育て応援住宅認定制度の創設や子育て応援空き家バンクの開設、若い世代の近居・多世代同居支援、リフォーム支援制度の創設、地元企業で働く若者等の町内定着を図るための住替え支援事業の展開など、若い世代や子育て世代がライフステージに応じて比較的安価に暮らせる良好な住宅の供給等の支援を進めます。

実施方針2 子どもを産み育てるサポート体制の充実

- ●産後サポートの実施を検討するなど母子保健サービスの充実や多子世帯支援の充実、低年齢児保育の定員枠の拡大や放課後児童クラブの充実、子育て支援・子育て相談の中核拠点の整備、ドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化など、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。
- ●こうした一連の子育て支援策をパッケージ化して、町内外にわかりやすく情報発信していきます。

実施方針3 将来に夢が持てる確かな学びの推進

- ●ティームティーチングの継続実施や重点教科臨時講師の配置、学校支援地域本部による授業や学校 行事の運営サポートの充実、地域連携等による学習支援の実施、就学助成制度や奨学金の充実など、 家庭の経済状況に影響なく、子どもたちの誰もが将来に夢が持てるような確かな学力を身に付ける ことができる教育を推進します。
- ●子どもの頃から仕事観を持ち、就職期には、自分に合ったやりたい仕事に就けるようにするため、 中学校における職場体験学習をより一層充実します。

まちづくり戦略

『健やかな暮らしづくり』

- 安心・幸せな健康長寿社会形成のための戦略 -

戦略の基本方針

- ■超高齢社会の本格化に向けて先手を打つ時間的猶予があることやハード・ソフト両面の健康づくりインフラがあるという本町の優位性を活かし、「助け合い・支え合いの温かな地域社会に支えられながら、いつまでも健康でいきいきと長生きできる安心・幸せな健康長寿社会」の実現を目指します。
- ■このため、戦略的かつ分野横断的な総合行政によって健やかな暮らしづくりを進めます。

実施方針 1 健康寿命の延伸

- ●保健や高齢者福祉、生涯学習、スポーツといった分野横断的で多角的なアプローチによる「健康づくりサポート」を進めます。
- ●このため、健康推進員や元気づくりサポーター、健康づくり活動団体との協働による健康づくり活動の企画・事業運営や介護予防を進めます。また、保健師等による健康教育・指導や食生活改善プログラムの作成及び健診結果と結びつけた健康文化センターのトレーニングセンターや温水プールにおける運動プログラムの作成・実施、生涯学習を通じた生きがいづくり、体力測定の実施によるスポーツに取り組むきっかけの提供などを進めます。
- ●五条川沿いの散策環境の充実や公園・広場等における健康遊具の設置、利用しやすいスポーツ施設の運営など、ウォーキングやランニング、軽運動などがしたくなるような「健康インフラづくり」を進めます。

実施方針 2 住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進

- ●高齢期を迎えて生活をしていく上で何らかの支援や介助が必要になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするため、高齢者の居場所づくりや地域における見守り・安否確認の取り組みなどの地域福祉活動を促進します。
- ●また、社会福祉協議会の機能強化や地域自治組織と連携した地域福祉活動の推進母体の設置など の地域福祉の推進体制づくりを進めます。

実施方針3 持続可能な地域経営・行政経営の推進

- ●本町が将来にわたって持続的なまちであり続けるためには、まちづくりの基本理念「自立と共助のまちづくり」を進めていくことが必要不可欠であることから、その実現に向けて、地域自治組織が自立した地域活動団体として発展するよう人的・財政的な支援を充実するとともに、NPO団体等の住民活動団体の養成や活動支援制度の効果的な運用、大口町まちづくり基本条例の浸透を進めるなど、住民協働のより一層の活性化を図ります。
- ●公共施設の計画的な投資更新と管理·運営や「選択と集中」による予算執行を図るなど、効率的な 行政経営や財政運営に努めます。

まちづくり戦略

『活力ある産業づくり』

- 将来世代の経済的な豊かさのための戦略 -

戦略の基本方針

- ■先人が培ってきた経済的な豊かさを将来世代に受け継いでいくだけでなく、将来世代の暮らしの豊かさや持続可能な財政基盤を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉えて、「活力ある産業づくり」を目指します。
- ■このため、本町の産業振興の方策を検討し、それを商工業振興方針として位置づけるとともに、戦略 的かつ分野横断的な総合行政及び商工会等との連携によって産業振興を進めます。

実施方針 1 既存産業の売上アップ

- ●地元中小企業の売上と魅力アップのために、ビジネス相談支援や起業相談、セミナーの開催等を進めるとともに、経営改善や経営革新、新技術・新商品開発、海外進出等のための各種支援制度の活用促進を図ります。
- ●既存企業が操業しやすい環境を確保することにより既存企業の定着化を図るため、事業拡大に伴う 用地拡大を希望している企業に対する支援を進めます。

実施方針 2 新たな企業の立地促進

●開発需要圧の高い国道41号沿線や国道155号沿線を活用ゾーンとして位置づけ、工業・流通系の土地利用への転換を検討し、本町の産業振興に寄与するような新たな企業の立地誘導を図ります。

実施方針3 優秀な労働力の持続的な確保

- ●将来的に不足することが懸念される優秀な労働力の確保を図るのと同時に、若者の間で起こっている雇用のミスマッチングの解消を図るため、「ものづくり・技」に着目した地元企業の魅力を紹介する冊子を作成します。そして、その冊子を中学校で行われている職場体験学習の事前研修のテキストとして活用したり、「就職フェア」等で配布したり、本町居住や本町出身の新卒予定者に配布するなど、多様な機会を通じて町内の企業のPRを進めることによって、就職期を迎えた際に地元企業が就職先の候補にあがるようにするため、地元企業に対する関心の向上に努めます。
- ●女性が町内に定着していく方策の一つとして、育児が一段落した女性が身近な企業で働き、無理なく仕事と子育ての両立ができるよう、就業先を紹介する事業や、女性ならではの感性で社会的に起業していけるようにするための起業セミナーの開催や研究会の開催について検討し、その開催に努めます。

基本目標と基本施策

基本目標 1

次代を担う子ども・若者の育成

子育てや子ども・若者を地域全体で見守り育むことで、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、学校・地域・家庭の連携による教育力の向上を通じて、子どもたちの確かな学力や個性を伸ばし、自立して生き抜く力を育むことで、大口町の次代を担う人づくりを推進します。

節	基本施策
第1節 子育て環境の充実	1 子育て・子育ち支援
第2節 学びの基礎をつくる	1 学校教育
第3節 青少年の育成	1 青少年健全育成・家庭教育

基本目標 2

健康で安心な暮らし

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れたこの大口町でいきいきと自分らしく生活できるように、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことができる環境を整えるとともに、医療や福祉、介護等の関係機関との連携による包括的な支援体制の構築と、適切な医療・介護サービスの提供に努めます。

また、身近な暮らしにおける支え合い・助け合いの地域福祉を充実させるとともに、各種社会保障制度の啓発と適正な運用を進めることで、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

節	基本施策
第1節健康	1 母子の健康づくり2 成人の健康づくり3 医療・感染症予防
第2節福祉	1 高齢者福祉・介護保険2 障がい者(児)福祉3 地域福祉
第3節 社会保障	1 福祉医療2 低所得者世帯の自立・生活支援3 公的医療保険・年金

基本目標3

災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

災害や犯罪、交通事故などから住民の大切な生命や財産を守るために、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、関係者間の連携を通じて地域の自主的な防災・防犯・交通安全活動の一層の充実を図り、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めます。

また、豊かで快適な日常生活や地域経済の発展を支えるために、効率性や安全性、環境に配慮した 道路環境の整備や、既存ストックを活かした計画的かつ魅力的な市街地形成、安全・安心な住まいの 確保、衛生的で良好な水辺環境づくりを進めます。

節	基本施策
第1節 安全安心の地域社会形成	1 消防・防災2 防犯3 交通安全4 消費生活
第2節 生活基盤	1 道路・交通2 市街地の形成3 住宅4 上・下水道

基本目標 4

人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

より多くの住民が、地域での居場所や仲間を得て、生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるように、住民の主体的な生涯学習・スポーツ活動の充実に努めるとともに、地域に根ざした歴史・文化資源の保全及び次世代への継承、図書館を核としたひと・モノ・情報・文化の交流などを推進します。

また、性別や国籍、文化の違いを問わず、誰もが地域社会の一員として互いに尊重し協力し合えるように、男女共同参画や国際交流、多文化共生を推進し、多様性を認め合える活力あるコミュニティの創造に努めます。

節	基本施策
第1節 生涯学習の推進	1 生涯学習2 文化遺産の保護・継承3 図書館サービスの充実4 スポーツ
第2節 男女共同参画	1 男女共同参画
第3節 多文化共生・交流・平和	1 多文化共生・交流 2 平和行政

基本目標 5

未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

未来に向けて、豊かな自然環境や快適な住環境を継承していくために、ごみの減量やリサイクル、 環境衛生の推進、生物多様性の保全などにより、環境負荷の少ない循環型地域社会の形成に努めると ともに、身近な農地や河川、公園・緑地などの自然環境の保全・整備により、うるおいのあるまちづ くりを進めます。

また、本町の成長力の源となる農業・商業・工業のバランスのとれた地域産業の活性化に向けて、 産業集積や交通利便性などの強みを活かした新たな産業の誘致や育成、既存企業の高度化や人財育 成・確保等を進め、合わせて安定した雇用機会の確保・創出に努めます。

節	基本施策
第1節環境保全	1 環境負荷の少ない地域社会の形成2 廃棄物・リサイクル3 水辺環境の整備・活用4 公園・緑地と景観
第2節 産業・経済	1 農業 2 商工業 3 勤労者福祉

基本目標 6

持続可能な地域経営

将来世代に負担を残すことのない持続可能な地域経営を推進するために、行政区や地域自治組織の組織・活動の強化・充実を図るとともに、まちづくり団体やNPO団体等の活動支援などにより、自立と協働のまちづくりを一層推進します。

また、住民の満足度の高い効率的かつ効果的な行政経営と健全な財政運営に向けて、継続的な行政 改革と民間活力の積極的な導入に努めるとともに、多様な媒体や手段による広報・広聴の充実、情報 公開と個人情報保護の適切な運用等により、住民の意向を反映した透明性の高い施策・事業を推進し ます。

節	基本施策
第1節 まちづくり	1 地域自治 2 住民協働
第2節 行財政経営	1 行政経営 2 財政運営
第3節 情報発信・共有	1 広報・広聴 2 情報公開・個人情報保護



第7次大口町総合計画[概要版]

平成28年5月

発行/大口町 編集/総務部政策推進課